

医政指発0307第1号
平成26年3月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行に係る取扱いについて

標記に関し、今般「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成26年3月7日文科科学省・厚生労働省令第1号）が公布されたことに伴い、下記について御了知いただくとともに、貴職におかれては貴管下学校養成所及び関係医療機関等への周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

記

第1 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」（平成4年11月27日指第81号厚生省健康政策局指導課長通知）の改正について

1 改正の趣旨

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 島崎修次 日本救急医療財団理事長）の報告書等を踏まえ、救急救命処置に「血糖測定」等が加えられることを受けて実習細目を追加すると共に、従来の実習細目について整理を行った。

2 改正の内容

同通知中の別表1及び別表2を別添に改める。

第2 その他

先般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）により追加された、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで、平成27年度より施行される救急救命士国家試験に合格した者については、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」（平成26年1月31日医政

指発 0131 第 2 号厚生労働省医政局指導課長通知) による講習及び実習の対象外とすること。ただし、再教育についてはこの限りではない。

(別表1)

別添

臨床実習施設における実習の細目

- A：指導者の指導・監督のもとに、実施が許容されるもの
B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
D：見学にとどめるもの

	実 習 細 目	実習水準
1	バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）	A
2	身体所見の観察（視診、触診、聴診など）	A
3	モニターの装着（心電図、パルスオキシメータなど）	A
4	酸素投与	A
5	バッグマスクによる人工呼吸	A
6	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	A
7	気管内挿管	C
8	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	B
9	気道内吸引	B
10	喉頭鏡の使用	A
11	人工呼吸器の使用	D
12	胸骨圧迫	A
13	開胸心マッサージ	D
14	末梢静脈路確保と輸液	A
15	点滴ラインの準備	A
16	中心静脈確保	D
17	血糖測定	A
18	輸血	C
19	除細動	B
20	エピネフリンの使用	A
21	ブドウ糖溶液の使用	A
22	薬剤（エピネフリンとブドウ糖溶液以外）の使用	D
23	循環補助（ペースメーカー、IABP）	D
24	創傷の処置	C
25	骨折の処置	C
26	胃チューブ挿入	C
27	胸腔ドレナージ	D
28	ナーシング・ケア（清拭、体位変換など）	A
29	精神科領域の処置	A
30	小児科領域の処置	A
31	産婦人科領域の処置	B

(別表2)

臨床実習項目別の標準経験目標数

	実 習 項 目	標準目標数(回)
実施するもの	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメータなど)	15
	酸素投与	10
	バッグマスクによる人工呼吸	3
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	<u>3</u>
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	3
	気道内吸引	10
	喉頭鏡の使用	3
	胸骨圧迫	3
	末梢静脈路確保と輸液	10
	点滴ラインの準備	10
	エピネフリンの使用	10
	ブドウ糖溶液の使用	<u>3</u>
	血糖測定	<u>5</u>
	除細動	10
	ナーシング・ケア(清拭、体位変換など)	10
	精神科領域の処置	3
	小児科領域の処置	3
	産婦人科領域の処置	3
介助に留めるもの	気管内挿管	3
	輸 血	3
	創傷の処置	3
	骨折の処置	3
	胃チューブ挿入	3

<備考> ・標準目標数の欄は臨床実習施設における実習細目の実習水準A～Cのもの(Dを除く。)について標準目標数を示したもの。

・実習期間中の経験数が標準目標数に満たない場合は、救急救命士の資格取得後、勤務先において行われる就業前の病院内実習等の機会等を通じて、養成課程中の病院内実習における経験数と合わせてこれを満たすよう努めること。

※ 下線部分は改正部分